

北広島町告示第 155 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項、ならびに北広島町小規模修繕契約希望者登録制度実施要綱（平成 31 年告示第 7 号）の規定によって、北広島町小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「名簿」という。）への登録に必要な申請手続き（以下「登録申請」という。）等について次のとおり定めた。

令和 6 年 10 月 29 日

北広島町長 箕 野 博 司

1. 登録申請を行うことができる者

小規模修繕の全てを自ら履行できる者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 北広島町内に建設業法上の主たる事業所又は商業登記簿上の本店を有している法人
- (2) 北広島町内に住民登録及び事業所を有する個人（他に雇用されている者を除く。）

2. 登録申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、登録申請を行うことができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 北広島町建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な許可、免許等有していない者
- (4) 登録申請をする日において北広島町税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（滞納があることに正当な理由があるものを除く。）
- (5) 暴力団員及び暴力団と密接に関係する者

3. 登録申請

町が発注する小規模な修繕の契約について契約を希望する者は、次に掲げる方法により登録申請を行うものとする。

(1) 申請方法

別表に掲げる提出書類を次に掲げる提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請期間

令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 6 年 11 月 29 日（金）までとする。ただし、その経

過後であっても、町長が特に必要と認めるときは、申請を受け付ける。

(3) 提出先

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

北広島町役場 財政政策課 政策契約係

(4) 追加申請期間

追加申請期間は別に告示する。

4. 受付票の交付

登録申請をした者に対しては、特に受付票を交付しない。ただし、返信用切手を貼付した封筒又ははがきを同封した者に対しては、受付票を交付する。

5. 登録の取消し

名簿への登録後、登録申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、名簿への登載を取消す。ただし、過去に虚偽の登録申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は北広島町の入札参加資格の取消し及び名簿への登録を取消された者で、登録申請の日において当該処分等の日から 24 か月を経過している者を除く。

名簿への登録を取消された者は、令和 7 年度及び令和 8 年度において再び登録申請をすることができない。また、令和 9 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、登録申請をすること及び名簿への登録を受けることができない。

6. 登録の有効期間

この告示で定めるところにより名簿への登録は、その登録の日から令和 9 年 3 月 31 日まで有効とする。ただし、令和 9 年 4 月 1 日以降においても令和 9 年度及び令和 10 年度の名簿への登録が行われていないときは、令和 9 年度及び令和 10 年度の名簿への登録がされる日まで有効とする。

7. その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表（当初申請）

登録申請に係る提出書類		様式番号
1	小規模修繕業務契約希望者登録申請書	様式第1号
2	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。）	—
3	法人の場合 …… 法人登記事項証明書（商業登記簿謄本） 個人の場合 …… 住民票	—
4	印鑑証明書	—
5	規定により許可されていることを証する書面の写し（許認可の必要な希望種目は必須）	—

注1 第2項、第3項及び第4項に定める書類については、登録申請の日の3か月前の日以降に発行されたものであること。

注2 第2項に定める書類については、町税を納める必要がない場合は提出を要しない。

注3 第2項、第3項及び第4項に定める書類については、必ずしも原本を提出する必要はない。

注4 令和5年度及び令和6年度の名簿へ登録されている者にあつては、第3項及び第4項に定める書類については、提出を要しない。